

運動部活動に係る活動方針

愛媛県立吉田高等学校

平成30年3月に愛媛県及び愛媛県教育委員会が策定した「愛媛県の運動部活動の在り方に関する方針」に則り、本校における運動部活動に係る活動方針を次のとおり定める。

1 適切な運営及び指導について

- (1) 運動部活動の責任者（以下「運動部顧問」という。）は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- (2) 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- (3) 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。
- (4) 生徒とコミュニケーションを十分に図り、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

2 適切な休養日の設定について

休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からの研究も踏まえ、以下を基準とする。

- (1) 年間を通じて、原則週当たり2日以上以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える）
- (2) 長期休業中の休養日の設定は、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。
- (3) 1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うよう務める。（試合、強化練習等特別な場合は考慮する。）
- (4) 校長は熱中症事故予防の観点から、気温・湿度・活動場所などの環境条件に配慮し、活動の中止や活動時間の変更等も視野に入れて柔軟な対応をする。

3 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備について

- (1) 生徒の多様なニーズに応えるため、社会体育で継続的に活動している生徒が各種大会等への参加を希望する場合、参加できるように配慮する。（水泳・少林寺拳法・武道など）
- (2) 少子化に伴い、特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれないことがないように、合同部活動等の取組を推進する。
- (3) 運動部活動の再編をする場合は、地域の特色や中学校との連携を図り、継続的に活動可能な運動部活動について精選する。

4 学校単位で参加する大会等の見直しについて

校長は、学校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、参加する大会数等の上限の目安を設定するなど、参加する大会を精査する。